

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 0	協定項目名	保育事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	--------------

調整方針	１．保育園については、現行どおり新町に引き継ぐ。 ２．保育料については、保護者の過度の負担とならないよう１０階層により徴収する。ただし、平成１７年度中は旧町の例による。 ３．民間保育園への支援については、趣旨、目的、効果を総合的に勘案し調整する。 ４．その他の保育施策については、原則として園独自のサービスであるものは現行どおりとする。
------	--

秦莊町および愛知川町の現況						調整の具体的な内容																																														
項 目	秦莊町			愛知川町																																																
１．保育園	○保育園（平成１６年４月１日現在） 【町立】 なし			○保育園（平成１６年４月１日現在） 【町立】			現行どおり新町に引き継ぐ。																																													
				(人) <table><tr><td>名称</td><td>所在地</td><td>定員</td><td>措置人員</td><td>入所人員</td></tr><tr><td>つくし保育園</td><td>川原</td><td>４５</td><td>４４</td><td>４７</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>４５</td><td>４４</td><td>４７</td></tr></table>				名称	所在地	定員	措置人員	入所人員	つくし保育園	川原	４５	４４	４７	合 計		４５	４４	４７																														
				名称	所在地	定員		措置人員	入所人員																																											
つくし保育園	川原	４５	４４	４７																																																
合 計		４５	４４	４７																																																
H１７年４月１日から定員６０人																																																				
	【民間】			【民間】																																																
	(人) <table><tr><td>名称</td><td>所在地</td><td>定員</td><td>措置人員</td><td>入所人員</td></tr><tr><td>秦川保育園</td><td>蚊野</td><td>９０</td><td>７４</td><td>９８</td></tr><tr><td>秦川愛児園</td><td>目加田</td><td>４５</td><td>２９</td><td>４８</td></tr><tr><td>八木荘保育園</td><td>島川</td><td>６０</td><td>５８</td><td>６７</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>１９５</td><td>１６１</td><td>２１３</td></tr></table>			名称	所在地	定員	措置人員	入所人員	秦川保育園	蚊野	９０	７４	９８	秦川愛児園	目加田	４５	２９	４８	八木荘保育園	島川	６０	５８	６７	合 計		１９５	１６１	２１３	(人) <table><tr><td>名称</td><td>所在地</td><td>定員</td><td>措置人員</td><td>入所人員</td></tr><tr><td>ゆたか保育園</td><td>東円堂</td><td>４５</td><td>４６</td><td>４８</td></tr><tr><td>愛知川保育園</td><td>愛知川</td><td>６０</td><td>４８</td><td>５１</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>１０５</td><td>９４</td><td>９９</td></tr></table> ゆたか保育園は平成１７年４月１日から定員６０人			名称	所在地	定員	措置人員	入所人員	ゆたか保育園	東円堂	４５	４６	４８	愛知川保育園	愛知川	６０	４８	５１	合 計		１０５	９４	９９	
名称	所在地	定員	措置人員	入所人員																																																
秦川保育園	蚊野	９０	７４	９８																																																
秦川愛児園	目加田	４５	２９	４８																																																
八木荘保育園	島川	６０	５８	６７																																																
合 計		１９５	１６１	２１３																																																
名称	所在地	定員	措置人員	入所人員																																																
ゆたか保育園	東円堂	４５	４６	４８																																																
愛知川保育園	愛知川	６０	４８	５１																																																
合 計		１０５	９４	９９																																																
	○総支弁額（平成１５年度） 125,345,360 円（国基準どおり）			○総支弁額（平成１５年度） 148,608,670 円（国基準どおり）			現行どおりとする。																																													

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 0	協定項目名	保育事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	--------------

秦荘町および愛知川町の現況									調整の具体的な内容				
項 目	秦荘町					愛知川町							
2．保育料	■ 保育料徴収基準額表（平成１６年度） （単位：円）					■ 保育料徴収基準額表（平成１６年度） （単位：円）				保育料徴収基準額の決定については、保護者の過度の負担とならないよう、１０階層の基準額表を定めることとする。 ただし、平成１７年度中は、旧町それぞれの基準額表により徴収することとし、平成１８年度から新町の基準額表により徴収するものとする。 ■ 保育料徴収基準額表 （単位：円）			
	階層区分	３歳児未満	３歳児	４歳児	５歳児	階層区分	３歳児未満	３歳児	４歳以上児	階層区分	３歳児未満	３歳児	４歳以上児
	第１階層	0	0	0	0	第１階層	0	0	0	第１階層	0	0	0
	第２階層	4,200	2,700	2,700	2,700	第２階層	9,000	6,000	6,000	第２階層	4,200	2,700	2,700
	第３階層	10,200	8,200	8,200	6,200	第３階層	19,500	16,500	16,500	第３階層	10,200	8,200	8,200
	第４階層	13,800	11,000	11,000	9,000	第４階層				第４階層	13,800	11,000	11,000
	第５階層	18,400	15,600	15,600	12,600	第５階層	30,000	26,500	26,500	第５階層	19,000	16,000	16,000
	第６階層	29,200	26,200	26,200	22,200	第６階層				第６階層	29,200	26,200	26,200
	第７階層	38,800	32,600	31,600	26,600	第７階層	42,100	35,500	34,200	第７階層	39,000	33,000	28,000
	第８階層	44,100	36,600	33,600	28,600	第８階層				第８階層	44,200	36,600	32,000
	第９階層	48,600	36,600	33,600	28,600	第９階層	52,400	40,100	37,000	第９階層	48,600	36,600	33,000
第１０階層	56,100	36,600	33,600	28,600	第１０階層	66,900	40,100	37,000	第１０階層	56,100	36,600	33,000	
○ 階層区分の定義 （所得税額）					○ 階層区分の定義 （所得税額）				○ 階層区分の定義 （所得税額）				
階層区分					階層区分				階層区分				
第１階層					第１階層				第１階層				
第２階層					第２階層				第２階層				
第３階層					第３階層				第３階層				
第４階層					第４階層				第４階層				
第５階層					第５階層				第５階層				
第６階層					第６階層				第６階層				
第７階層					第５階層				第７階層				
第８階層					第６階層				第８階層				
第９階層					第７階層				第９階層				
第１０階層									第１０階層				
生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）					生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）				生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）				
町民税非課税世帯					町民税非課税世帯				町民税非課税世帯				
均等割の額のみ（所得割のない世帯）					町民税課税世帯				均等割の額のみ（所得割のない世帯）				
所得割のある世帯									所得割のある世帯				
13,000 円未満					64,000 円未満				32,000 円未満				
13,000 円以上 64,000 円未満					64,000 円以上 160,000 円未満				32,000 円以上 64,000 円未満				
64,000 円以上 91,000 円未満					160,000 円以上 408,000 円未満				64,000 円以上 112,000 円未満				
91,000 円以上 160,000 円未満					408,000 円以上				112,000 円以上 160,000 円未満				
160,000 円以上 408,000 円未満									160,000 円以上 408,000 円未満				
408,000 円以上									408,000 円以上				
									・秦荘幼稚園は１年制で５歳児を軽減しており、愛知川幼稚園は２年制であるから合わせるために４歳以上児を減額する。				

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 0	協定項目名	保育事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	--------------

秦荘町および愛知川町の現況				調整の具体的な内容			
項 目	秦荘町		愛知川町				
	○ 保育料父母負担の軽減（１０階層）		○ 保育料父母負担の軽減（７階層）	新町において１０階層とする。			
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄		第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
	第 2 ～ 第 6 階 層 に 属 す る 世 帯	ア 最も徴収基準額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が２人以上の場合は、そのうちの１人とする）	徴収基準額表に定める額		第 2 ～ 第 4 階 層 に 属 す る 世 帯	ア 最も徴収基準額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が２人以上の場合は、そのうちの１人とする）	徴収基準額表に定める額
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が２人以上の場合は、そのうちの１人とする）	徴収基準表に定める額×０．５			イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が２人以上の場合は、そのうちの１人とする）	徴収基準表× ０．５
		ウ 上記以外の児童	徴収基準表に定める額×０．１			ウ 上記以外の児童	徴収基準表 × ０．１
	第 7 ～ 第 10 階 層 に 属 す る 世 帯	ア 最も徴収基準額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が２人以上の場合は、そのうちの１人とする）	徴収基準額表に定める額		第 5 ～ 第 7 階 層 に 属 す る 世 帯	ア 最も徴収基準額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が２人以上の場合は、そのうちの１人とする）	徴収基準額表に定める額
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が２人以上の場合は、そのうちの１人とする）	徴収基準表に定める額×０．５			イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が２人以上の場合は、そのうちの１人とする）	徴収基準表 × ０．５
		ウ 上記以外の児童	徴収基準表に定める額×０．１			ウ 上記以外の児童	徴収基準表 × ０．１
	（注）１０円未満の端数は切り捨てる。		（注）１０円未満の端数は切り捨てる。				

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 0	協定項目名	保育事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	--------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
3 .民間保育園への支援	○ 民間保育所への補助 ・ 保育所運営費補助金 5,000 円 × 年間定員割れ人数 + 均等割 平成 1 5 年度 2,500,000 円 ・ 保育所運営改善費 1 園当たり 166,000 円 平成 1 5 年度 498,000 円	○ 民間保育所への補助 ・ 民間保育所運営費補助金 (定数 - 各月初日入所児童数) × 10,000 円 平成 1 5 年度 10,000 円 ・ 保育所運営改善費 制度なし	保育所運営費補助金および保育所運営改善費については廃止し、代替として運営費の加算額として補助する。ただし、平成 1 7 年度中は旧町の例による。 (基本保育単価 + 民間施設給与等改善費加算額) の 2 % の額 × 毎月初日入所人員 (H16 . 4 . 1 現在で試算) 秦川保育園 508,800 円 秦川愛児園 1,131,600 円 八木荘保育園 919,200 円 ゆたか保育園 766,800 円 愛知川保育園 877,200 円
	○ 施設修繕事業費補助 ・ 大規模修繕事業費補助 国・県の補助残額に対し 1 / 2 の額を補助 ・ 小規模修繕事業費補助 民間法人等から事業費の概ね 1 / 2 以上の助成を受けられるとき補助残額の 2 / 3 の額を補助	○ 施設修繕事業費補助 制度なし	新町に拡大する。
	○ 施設改築費等補助 ・ 国・県の補助率に応じて町負担分を補助 ・ 園の資金として、園が借り入れた法人等への償還金について補助	○ 施設改築費等補助 制度なし	
	○ その他補助金 ぎょう虫検査 検便検査 検尿検査 溶蓮菌検査	○ その他補助金 制度なし	ぎょう虫・検便・検尿検査補助については、廃止する。 溶蓮菌検査補助については、新町に拡大する。 ただし、平成 1 7 年度中は旧町の例による。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 0	協定項目名	保育事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	--------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
4．保育施策 開所時間・長時間保育	○ 秦川愛児園・八木荘保育園 - 通常保育 8：30～16：30 - 延長保育 7：30～18：00 ○ 秦川保育園 - 通常保育 8：30～16：30 - 延長保育 7：30～18：00 - 長時間保育 7：30～19：00	○ つくし保育園、ゆたか保育園、愛知川保育園 - 通常保育 8：30～16：30 - 延長保育 7：30～18：00	園独自のサービスであるため現行どおりとする。
育児保育促進	全園とも産休明けより受入可能	全園とも離乳食が終わった後受入が可能	園独自のサービスであるため現行どおりとする。
一時保育	(スポット保育) 全園実施 乳児 3,500円/1日 幼児 3,000円/1日 全額保護者負担	実施なし	園独自のサービスであるため現行どおりとする。
自園給食実施	全園実施	全園実施	現行どおりとする。
広域保育実施	(平成15年度実績) 委託人数 4名 受託人数 43名	(平成15年度実績) 委託人数 35名 受託人数 11名	現行どおりとする。
送迎バス	秦川保育園 有 秦川愛児園 有 八木荘保育園 有	つくし保育園 無 ゆたか保育園 無 愛知川保育園 無	園独自のサービスのため現行どおりとする。